



鳥取県公報

令和8年2月20日（金）
第9766号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（64）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	救急病院の認定（65）（医療政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	知事指定薬物の指定の失効（66）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（67）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の実施（68）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（2件）（69・70）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	土砂災害警戒区域の指定（2件）（71・72）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 4
	土砂災害警戒区域の指定の変更（73）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（74・75）（〃）・・・・・・・・・・ 6
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更（76）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除（77）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	土地改良区の役員の退任（78）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 8
	開発行為に関する工事の完了（79）（西部総合事務所環境建築局）・・・・ 8
◇ 正 誤	令和2年9月11日付鳥取県告示第505号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

告 示

鳥取県告示第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社和温	鳥取市雲山221-89	ほうかん和温	鳥取市生山123-9	精神通院医療	令和8年3月1日

鳥取県告示第65号

次の医療機関を令和8年2月20日付けで救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院と認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	令和11年2月19日
鳥取市立病院	鳥取市市場一丁目1	〃
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	〃
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町458	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	〃
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	〃
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町129	〃
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	〃
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	〃
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17-1	〃
独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目8-1	〃
社会医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880	〃
医療法人育生会高島病院	米子市西町6	〃
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	〃
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	〃
日野病院	日野郡日野町野田332	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7	〃

鳥取県告示第66号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
7-知(1)-10	4HO-McPT、	令和8年1月23日	令和8年1月31日

	4OH-McPT、 4-hydroxy McPT		
7-知(1)-11	N-Pyrrolidino-isonitazene、 Isotonitazepyne	〃	〃
7-知(1)-12	Ethyleneoxynitazene、 Tetrahydrofurantazene	〃	〃

鳥取県告示第67号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
S-mart 桜谷店 鳥取市正蓮寺109
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ウソオ 代表取締役 福家 成夫 鳥取市二階町一丁目117
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義
変更後 株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳
- 4 変更年月日
令和2年9月1日
- 5 届出年月日
令和8年1月20日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和8年2月20日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第68号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）

- 2 作業期間 令和7年12月25日から令和8年3月16日まで
- 3 作業地域 米子市及び西伯郡日吉津村

鳥取県告示第69号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業地域 東伯郡北栄町西高尾
- 3 終了年月日 令和8年1月5日

鳥取県告示第70号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 八頭郡智頭町大字大内
- 3 終了年月日 令和8年1月20日

鳥取県告示第71号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
浜湯山E地区（Ⅰ－1624）、桑原B地区（Ⅰ－1626）、細川C地区（Ⅱ－3816）、青谷E地区（Ⅱ－3820）、浜湯山D地区（Ⅱ－3821）、八重原F地区（Ⅱ－3822）、海士C地区（Ⅱ－3823）、田原谷D地区（Ⅱ－3824）、養郷C地区（Ⅱ－3825）、郡家D地区（Ⅱ－3826）、日光J地区（Ⅱ－3827）、金沢H地区（Ⅱ－3828）、下味野A地区（Ⅱ－3829）、北村D地区（Ⅱ－3830）、小畑H地区（Ⅱ－3832）、横原B地区（Ⅱ－3833）、鳴滝D地区（Ⅲ－4350）、北村C地区（Ⅲ－4351）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称

金屋上谷川A（I-1-1-13-69）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

3（1）土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地すべり

（3）土砂災害警戒区域の名称

下加瀬木地区（130）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第72号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

岩美町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域の名称

佐坂C地区（I-1625）、浦富P地区（II-3815）、向山B地区（II-3817）、広岡B地区（II-3818）、浦富Q地区（II-3819）、蕪島B地区（II-3831）、鳥越E地区（III-4352）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

良田地区（I-66）、夏ヶ谷地区（I-244）、八葉寺C地区（I-1109）、下土居地区（I-1137）、谷地区（I-1226）、矢矯①地区（I-1571）、越路B地区（II-2040）、百谷D地区（II-2065）、山根E地区（II-2273）、小沢見①地区（II-3612）、猪子F地区（II-3675）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第74号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

浜湯山E地区（I-1624）、桑原B地区（I-1626）、細川C地区（II-3816）、青谷E地区（II-3820）、浜湯山D地区（II-3821）、八重原F地区（II-3822）、海士C地区（II-3823）、田原谷D地区（II-3824）、養郷C地区（II-3825）、郡家D地区（II-3826）、日光J地区（II-3827）、金沢H地区（II-3828）、下味野A地区（II-3829）、北村D地区（II-3830）、小畑H地区（II-3832）、槇原B地区（II-3833）、鳴滝D地区（III-4350）、北村C地区（III-4351）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

金屋上谷川A（I-1-1-13-69）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第75号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
岩美町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
佐坂C地区（Ⅰ－1625）、浦富P地区（Ⅱ－3815）、向山B地区（Ⅱ－3817）、広岡B地区（Ⅱ－3818）、浦富Q地区（Ⅱ－3819）、蕪島B地区（Ⅱ－3831）、鳥越E地区（Ⅲ－4352）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第76号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
良田地区（Ⅰ－66）、夏ヶ谷地区（Ⅰ－244）、八葉寺C地区（Ⅰ－1109）、下土居地区（Ⅰ－1137）、矢矯①地区（Ⅰ－1571）、越路B地区（Ⅱ－2040）、百谷D地区（Ⅱ－2065）山根E地区（Ⅱ－2273）、小沢見①地区（Ⅱ－3612）、猪子F地区（Ⅱ－3675）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第77号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
谷地区（I-1226）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第8号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所
理 事 西 村 毅 東伯郡北栄町江北646
令和7年2月5日退任

鳥取県告示第79号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年2月20日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和8年1月16日 鳥取県指令第202500249921号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市米原八丁目6-38
堀江 航

正 誤

令和2年9月11日付鳥取県公報第9233号の鳥取県告示第505号（大規模小売店舗の変更事項の届出について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

行 2から7まで

- 誤（1）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市
変更後 株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫
- （2）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市

変更後 株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫
正 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市
変更後 株式会社ウシオ 代表取締役 福家 成夫